令和７年４月１日

成年後見人等の報酬額のめやす

横浜家庭裁判所

１　報酬の性質

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができるものとされています（民法８６２条）。成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても、同様です。

成年後見人等に対する報酬の付与は、家事審判事項であり、報酬額の算定基準は法定されていませんので、家庭裁判所が、対象期間中の後見等の事務内容（財産管理及び身上保護）、成年後見人等が管理する被後見人等の財産の内容等を総合考慮して、裁量により、各事案における適正妥当な金額を算定し、審判をしています。

専門職が成年後見人等に選任された場合の標準的な報酬額のめやすは次のとおりですが、報酬額は、裁判官が個別の事案ごとにその事案における諸事情を総合的に考慮して判断します（具体的な報酬額が算出される算定基準は、従前どおりありません。）。

２　基本報酬

(1)　成年後見人

成年後見人が通常の後見事務を行った場合の報酬（これを「基本報酬」と呼びます。）の額は、月額２万円です。

ただし、管理財産額（預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額）が高額な場合には、財産管理事務が複雑、困難になる場合が多いので、管理財産額が１０００万円を超え５０００万円以下の場合には基本報酬額を月額３万円～４万円、管理財産額が５０００万円を超える場合には基本報酬額を月額５万円～６万円とします。

なお、保佐人、補助人も同様です。

(2)　成年後見監督人

成年後見監督人が、通常の後見監督事務を行った場合の報酬（基本報酬）の額は、管理財産額が５０００万円以下の場合には月額１万円～２万円、管理財産額が５０００万円を超える場合には月額２万５０００円～３万円とします。

なお、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人も同様です。

３　付加報酬

成年後見人等の後見等事務において、特別困難な事情があった場合には、相当額の報酬を付加します。付加報酬を付加する事由の代表例は、報酬付与申立事情説明書の４「報酬の算定において考慮してもらいたい事情」記載の各事由が一応の参考となりますが、これらの事由の該当した場合には必ず付加報酬が付加されるということではなく、後見等事務の具体的な内容や困難度等を踏まえて個別具体的に判断される点に御留意ください。

４　複数成年後見人等

成年後見人等が複数の場合には、上記２の報酬額を、適宜の割合で按分します。上記３の報酬額は、各自の事務の内容等に応じて付加します。

（以上）